

ハ 旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上（資本金の額等が 1,000 万円超 5,000 万円以下である法人にあっては 1,000 万円以上とし、資本金の額等が 5,000 万円超である法人にあっては 2,000 万円以上とする。）である場合のその一の設備

ニ 情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合のその一の設備

(注 4) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物等にあっては、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。なお、資本金の額等が 5,000 万円超である法人にあっては、新設又は増設による取得等に限る。下記②及び③において同じ。

② 離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限り。）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして指定事業の用に供した場合には、これらにつき、5 年間普通償却限度額の 32%（建物等及び構築物については、48%）の割増償却ができる措置に改組する。

(注) 対象となる機械装置、建物等及び構築物は、次の事業の区分に応じそれぞれ次の設備を構成するこれらのものとする。下記③において同じ。

イ 製造業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上（資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人にあっては 1,000 万円以上とし、資本金の額等が 1 億円超である法人にあっては 2,000 万円以上とする。）である場合のその一の設備

ロ 農林水産物等販売業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合のその一の設備

ハ 旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上（資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人にあっては 1,000 万円以上とし、資本金の額等が 1 億円超である法人にあっては

2,000万円以上とする。)である場合のその一の設備

ニ 情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備

- ③ 奄美群島に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、奄美群島の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る。)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして指定事業の用に供した場合には、これらにつき、5年間普通償却限度額の32%(建物等及び構築物については、48%)の割増償却ができる措置に改組する。
- ④ 過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置の適用期限を2年延長する。
- (6) 医療用機器等の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- (7) 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- (8) 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用建物等の設備要件の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- (9) 保険会社等の異常危険準備金制度における特例積立率について、次の見直しを行う。
 - ① 火災保険等に係る特例積立率を5%(現行4%)に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。
 - ② 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。
- (10) 探鉱準備金制度又は海外探鉱準備金制度について、次の見直しを行うとともに、海外探鉱準備金制度の所得基準積立率を40%(現行50%)に引き下げた上、これらの制度の適用期限を3年延長する(所得税についても同様とする。)
 - ① 海外探鉱準備金制度における対象法人(国内鉱業者)に国内鉱業者に準ず

るものとして、次のイ及びロの要件を満たすことにつき経済産業大臣の認定を受けた法人を加える。

イ 法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の 50%以上を有している海外子会社で一定のものが国外に鉱山を有していること

ロ 法人の営む事業が、法人及びその法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の 95%以上を有している他の会社（子会社）の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る収入金額、資産、役職員その他の状況からみて、鉱業を主とするものであること

② 海外探鉱準備金制度における海外自主開発法人の要件について、次の見直しを行う。

イ 国内鉱業者等及び共同出資法人による出資等割合要件を 25%以上（現行 50%以上）に引き下げる。

ロ 採取鉱物引取数量割合要件を 30%以上（現行 50%以上）に引き下げる。

ハ 要件に「国内鉱業者等による出資等割合が 20%以上であること」及び「海外自主開発法人に、その国内鉱業者等の役員が派遣されており、かつ、その国内鉱業者等又はその子会社の技術者を従事させていること」を加える。

③ 探鉱準備金制度及び海外探鉱準備金制度の対象となる鉱物にレアメタル、レアアース等の戦略的鉱物資源を加える。

(11) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定（変更の認定を含む。）を受けた対外船舶運航事業を営む法人については、日本船舶による事業収入に加えて、海上運送法に規定する準日本船舶で国土交通大臣が確認したものによる事業収入をこの特例の対象とする。なお、この場合における準日本船舶の 100 純トン・1 日当たりのみなし利益の金額は、準日本船舶の純トン数に応じて次のとおりとする。

1,000 トン以下の純トン数	180 円
1,000 トンを超え 10,000 トン以下の純トン数	135 円
10,000 トンを超え 25,000 トン以下の純トン数	90 円
25,000 トンを超える純トン数	45 円

(注) 国土交通大臣が確認する準日本船舶の隻数は、平成 25 年度以降の日本船舶の増加隻数の 3 倍まで（日本船舶と合わせて 450 隻を上限）とする。

(12) 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

(13) 技術研究組合の所得計算の特例の適用期限を 2 年延長する。

(14) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる商品先物取引法の委託者保護基金が行う特定の業務に金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）附則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務を加える。

(15) 投資法人に係る課税の特例について、次の見直しを行う。

① 投資法人がその所有する資産につき特定の資産の買換えの場合の課税の特例等を適用した場合には、一定の要件の下、支払配当等の額が配当可能利益の額の 90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額から買換特例圧縮積立金（仮称）として積み立てた金額を控除する。

② 投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴い、投資法人が海外不動産の取得等のみを目的とした海外の特別目的会社の株式を取得した場合には、その取得が実質的にその投資法人が海外にある不動産を取得する場合と同視できるものとして一定の要件を満たす場合に限り、他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 50%以上を有していないこととする要件を適用しない。

(16) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長する。

[廃止・縮減等]

(1) 船舶の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 外航船舶について、対象から対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の適用を受ける法人及びその子

会社が取得等をする船舶を除外するとともに、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により二酸化炭素の排出量の削減が義務化される船舶の環境への負荷の低減に係る要件をエネルギー効率設計指標（E E D I）による要件とする。なお、同法の規定により二酸化炭素の排出量の削減が義務化されない船舶については、従前の要件を適用する。

② 電気推進船を除く内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。

(2) 特定高度通信設備の特別償却制度は、その適用期限の到来をもって廃止する。

(3) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の適用期限を3年延長するとともに、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものの割増償却率を14%（耐用年数が35年以上であるものについては、20%）（現行28%（耐用年数が35年以上であるものについては、40%））に引き下げる（所得税についても同様とする。）。

(4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる施設建築物を施行地区の面積が5,000㎡以上の市街地再開発事業に係るものに限定した上、その適用期限を2年延長する。

② 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率を40%（現行50%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特別特定建築物に係る措置は、その適用期限の到来をもって廃止する。

④ 雨水貯留浸透利用施設に係る措置の適用期限を2年延長する。

(地方税)

[延長・拡充等]

(1) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人住民税及び法人事業税の特例措置について、対象資産に開発研究用の器具備品を加える。

(2) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合に

において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

[廃止・縮減等]

- (1) 株式会社日本政策投資銀行に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 株式会社商工組合中央金庫に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止する。

5 その他

(国 税)

- (1) 連結法人が連結子法人株式の譲渡を行う場合等においてその譲渡直前に行う連結子法人株式の帳簿価額の修正（投資簿価修正）について、その修正事由がみなし配当事由によるものである場合における投資簿価修正額の計算について所要の整備を行う。
- (2) 再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合における資産の評価損益の計上について、評価損益の計上に適さない資産の範囲から少額資産を除外し、評価差額が1,000万円未満の資産等であってもその評価損益を計上できることとする。
- (3) 廃棄物処理業の用に供される自走式の作業用機械設備に係る法定耐用年数を8年（現行17年）に短縮する（所得税についても同様とする。）。
- (4) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発（仮称）等に係るものを加える（所得税についても同様とする。）。
- (5) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に手形交換所に相当する一定の電子債権記録機関による取引停止処分を加える（所得税についても同様とする。）。
- (6) 株式会社企業再生支援機構の改組に伴い、同機構に係る貸倒引当金制度及び

企業再生税制について、改組後の株式会社地域経済活性化支援機構（仮称）においても引き続きその対象とする。

- (7) 金融商品取引法の改正により追加される虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金等について、他の金融商品取引法の課徴金と同様に損金の額に算入しないこととする（所得税についても同様とする。）。
- (8) 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失欠損金額の繰越控除制度について、災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書の提出の際にその明細を記載した書類を添付しているときは、この制度の適用があることを明確化する。
- (9) 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度について、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益相当額を超える場合における損金算入額は、青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の 20%相当額を減算した金額を限度とする。ただし、中小法人等については、現行どおりとする。
- (10) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度等の制限対象について、次の見直しを行う。
- ① 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、対象となる特定資産の範囲に、特定適格組織再編成等を行った法人がその特定適格組織再編成等の日以前に行われた他の特定適格組織再編成等によりその法人と支配関係がある他の法人から移転を受けた一定の資産を加える。
 - ② 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合において引継ぎが制限される被合併法人等の欠損金及びないものとされる合併法人等の欠損金の範囲に、次の金額を加える。
 - イ その適格合併等を行った法人の欠損金額のうち、その法人がその適格合併等の日以前に行われたみなし共同事業要件を満たさない適格組織再編成等によりその法人と支配関係がある他の法人から移転を受けた一定の資産の譲渡等損失により生じた欠損金額とされる部分の金額
 - ロ その適格合併等を行った法人の欠損金額のうち、その法人がその適格合

併等の日前に行われたみなし共同事業要件を満たさない適格合併等によりその法人と支配関係がある他の法人から引き継いだ一定の欠損金額で特定資産譲渡等損失額から成る部分の金額に相当する金額

(注) 上記①及び②の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る資産及び欠損金について適用する。

(11) 法人税の額から控除する所得税の額の計算について、公社債等に係る所得に対する課税の見直しに合わせて、公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に対する所得税の額の所有期間による按分を廃止し、その全額を控除する。

(12) 連結特定同族会社の留保金課税制度について、連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとする。

(13) 薬事法の改正に伴い、改正後の薬事法に規定する希少疾病用再生医療製品（仮称）に関する試験研究で独立行政法人医薬基盤研究所法の規定による助成金の交付の対象となった期間に行われるものに要する費用の額について、引き続き、特別試験研究費の額に係る税額控除制度における特別試験研究費の額とする（所得税についても同様とする。）。

(地方税)

(1) 株式会社企業再生支援機構の改組に伴い、同機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置について、改組後の株式会社地域経済活性化支援機構（仮称）においても引き続きその対象とする。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、法人事業税の所得割の課税標準の算定の方法について、所要の規定の整備を行う。

(3) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

四 消費課税

1 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の軽減割合（現行 5 %）を

6. 25%とする。

(2) 被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を1年延長する。

2 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。

(2) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。

(3) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(4) 衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した検査自動車に係る自動車重量税率の特例措置の適用対象に、専ら人の運送の用に供する一定の検査自動車であって車両総重量が5トンを超えるものを加える。

[廃止・縮減等]

(1) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次のとおり軽減割合の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

① 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒（現行20%）については、3年間20%とし、4年目、5年目はその前年度の課税移出数量が1,000kl以下の場合にあっては20%、1,000klを超え1,300kl以下の場合にあっては10%とする。

② 合成清酒及び発泡酒（現行10%）については、3年間10%とし、4年目、5年目はその前年度の課税移出数量が1,000kl以下の場合にあっては10%、1,000klを超え1,300kl以下の場合にあっては5%とする。

(2) ビールに係る酒税の税率の特例措置について、軽減割合（現行15%）を2年間15%とし、3年目はその前年度の課税移出数量が1,000kl以下の場合にあっては15%、1,000klを超え1,300kl以下の場合にあっては7.5%とした上、その適用期限を3年延長する。

(地方税)

[延長・拡充等]

- (1) 衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、専ら人の運送の用に供する一定の自動車であって車両総重量が5トンを超えるものを加える。
- (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。

3 その他

(国 税)

- (1) 公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等（行政庁の確認を受けたものに限る。）においてその全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外する。
(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に募集される寄附金について適用する。
- (2) 消費税の税額計算における端数処理の特例について、当分の間の措置として、税抜価格を基礎として計算した消費税等相当額を受領する一定の場合を加える。
(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。
- (3) 消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える。
- (4) 予防接種法の改正を前提に、新たなワクチン追加後の同法の健康被害救済給付に係る医療について、引き続き消費税を非課税とする。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律において障害福祉サービスの見直しが行われることに伴い、消費税が非課税とされる資産の譲渡等の範囲について、規定の整備を行う。
- (6) 消費税が非課税とされる医療等の範囲に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付等を加える。

五 国際課税

1 租税特別措置等

(国 税)

〔延長・拡充等〕

(1) 振替公社債等の利子等の非課税制度

① 非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」という。）が受ける振替社債等の利子等の非課税制度について、その適用期限を撤廃する。ただし、次に掲げる振替社債等の利子等については、平成 28 年 3 月 31 日までに発行されるものに限ることとする。

イ 振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権

ロ 東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。）

② 公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴い、非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度について、次の見直しを行う。

イ 非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度については、その利子等の支払を受ける非居住者等の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とする。（再掲）

ロ 上記イの見直しに伴い、非課税適用手続について、次の措置を講ずる。

（イ）所有期間明細書を廃止するとともに、非課税適用申告書等を 5 年ごとに提出することとする。

（ロ）特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、源泉徴収の計算に関する情報を利子等の支払を受けるべき日の前日までに、源泉徴収義務者に通知することとし、適格外国仲介業者は、利子等の受領者の情報をその支払の確定した日の属する月の翌月 10 日までに、当該利子等の支払事務の取扱いをする特定振替機関等に通知する。

（ハ）非課税の対象となる振替公社債等の利子等の支払事務の取扱いをする特定振替機関等は、当該利子等に係る支払調書を所轄税務署長に提出する。

（ニ）特定振替機関等は非課税の対象となる振替社債等の利子等の支払をした旨を当該振替社債等の発行者に通知し、当該発行者は特殊関係者に関する書類を当該特定振替機関等の所轄税務署長に提出する。

③ 非居住者等が支払を受ける振替割引債の償還金等について、非居住者等が

受ける振替公社債等の利子等の非課税制度と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、償還時の源泉徴収を行わず、所得税及び法人税を非課税とする。

(注) 利益連動債の償還金等及び発行者の特殊関係者が受ける償還金等は対象外とする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記②から④までの改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき振替公社債等の利子等及び振替割引債の償還金等について適用する。

2 その他

(国 税)

(1) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）について、無税国に所在する特定外国子会社等に係る外国子会社合算税制の合算所得につき、本店所在地国以外の国で課税される場合には、当該合算所得は、外国税額控除の適用上、非課税国外所得に該当しないこととする。

(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率（いわゆるベリ－比）を加える。

(3) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合における租税条約の適用手続について、次の措置を講ずる。

① 支払の取扱者を通じて支払を受ける配当等につき条約の適用を受けようとする非居住者等は、非居住者等に関する事項を記載した条約届出書（以下「特例届出書」という。）を提出することができることとする。特例届出書は、配当等に関する事項の記載を要しないこととし、一定の場合には、3年ごとに提出することとする。

② 特例届出書を提出した非居住者等は、条約の適用を受ける配当等の支払を受ける都度、その支払を受ける日の前日までに、配当等に関する事項を支払の取扱者に通知しなければならないこととし、通知を受けた支払の取扱者は、当該配当等の交付をした日の属する月の翌月 10 日までに、配当等の金額及びその金額につき源泉徴収された所得税の額等を、光ディスク等に記録して

当該支払の取扱者の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける上場株式等の配当等について適用する。

(4) 徴収共助制度について、租税条約等の相手国等との間の送金及び送金の受領に関し、所轄国税局長等以外の国税局長も行うことができることとする等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

(5) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（いわゆる過大支払利子税制）と国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（いわゆる過少資本税制）との双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定等の整備を行う。

(地方税)

(1) 国税の徴収共助制度の見直しに併せて、消費税と地方消費税との一体処理に関する規定について所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

(2) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（いわゆる過大支払利子税制）の創設に伴い、法人事業税の付加価値割の課税標準である単年度損益について所要の措置を講ずる。

六 納税環境整備

1 延滞税等の見直し

(国 税)

延滞税等について、当分の間の措置として、次の措置を講ずる。

(1) 延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

① 年 14.6%の割合の延滞税 当該特例基準割合に年 7.3%を加算した割合

② 年 7.3%の割合の延滞税 当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）

また、納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を

除く。)の延滞税については、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額を免除する。

(注) 「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

(2) 利子税の割合は、各年の特例基準割合(相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合)が年7.3%に満たない場合には、その年中(相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間)においては、次に掲げる利子税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

① ②に掲げる利子税以外の利子税 当該特例基準割合

② 相続税及び贈与税に係る利子税(その割合が年7.3%のものを除く。)

これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

(3) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

(4) 特別還付金の支給制度に係る延滞金及び加算金の割合について、上記(1)及び(3)と同様とする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用する。

(地方税)

延滞金等について、国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として、次の措置を講ずる。

(1) 延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

① 年14.6%の割合の延滞金 当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合

② 年 7.3%の割合の延滞金 当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）

また、徴収の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除する。

(2) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金等について適用する。

2 その他

(国 税)

(1) 電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、自宅等から電子情報処理組織により納税証明書の交付の請求を行い、税務署窓口で書面にて当該証明書の交付を受ける場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 25 年 10 月 1 日以後に行う電子情報処理組織による請求について適用する。

(2) 更正の請求期間につき、災害等により期限延長され、又は期間の満了日が日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合において、これらの期間の満了日が通常の変更の除斥期間経過後に到来するときは、これらの期間の満了日から 6 月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に上記の期間の満了日が到来する更正の請求に係る国税について適用する。

(3) 特別還付金の支給制度について、特別還付金の請求期間につき災害等により期限延長される場合において、当該期間の満了日が特別還付金の支給決定期限（平成 25 年 6 月 29 日）後に到来するときは、当該期間の満了日から 1 年間特別還付金の支給決定を行うことができることとする。

(4) 国外財産調書制度について、対象となる国外財産に国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている国内有価証券（国内法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を加えるとともに、対象となる国外財産から国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国有価証券（外国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を除外する。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用する。

(地方税)

(1) 更正の請求期間につき、災害等により期限延長され、又は期間の満了日が日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合において、これらの期間の満了日が通常更正の除斥期間経過後に到来するときは、これらの期間の満了日から 6 月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に上記の期間の満了日が到来する更正の請求に係る地方税について適用する。

(2) 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度について、次の見直しを行う。

① 市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、当該年金所得者に係る前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の 2 分の 1 に相当する額とする。

② 次の場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続する。

イ 年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合

ロ 賦課期日後、当該市町村の区域外に転出した場合

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 28 年 10 月以後に実施する特別徴収について適用する。

(3) 都道府県又は市町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に

用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じて得た率を加算する措置を講ずる。

- (4) 平成 26 年 1 月から全ての個人の白色申告者に記帳義務・記録保存義務が課されることに伴い、前々年中又は前年中の所得について個人住民税所得割又は個人事業税が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止する。
 - (5) 平成 19 年度の所得税から個人住民税への税源移譲の際に設けられた払込按分率に係る平成 19 年度から平成 24 年度までの間の経過措置を廃止する。
 - (6) 法定申告期限から 5 年を超えて行う法人税の純損失等の金額の更正により、法人事業税において法定納期限の翌日から 5 年を経過した税額に変更が生じないことを明確化する。
 - (7) 事業所税の課税団体の人口要件における住民基本台帳に係る基準日について、1 月 1 日現在に変更するとともに、所要の規定の整備を行う。
- (注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

七 関税

- 1 適正かつ公平な関税の徴収に資する観点から、輸入貨物の課税標準となるべき価格の決定に係る規定について、明確化を図るとともに所要の措置を講ずる。
 - 2 納税環境整備に資する観点から、国税の見直しに合わせ、次の措置を講ずる。
 - (1) 延滞税及び還付加算金の割合について、当分の間の措置として、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合の延滞税は当該特例基準割合に年 7.3%を加算した割合、年 7.3%の割合の延滞税は当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）、還付加算金は当該特例基準割合とする。
- (注 1) 「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいう。
- (注 2) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税及び還付加算金について適用する。

(2) 更正の請求期間につき、災害により期限延長される場合等において、当該期間の満了日が通常の変更の除斥期間経過後に到来するときは、当該期間の満了日から6か月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日以後に上記の期間の満了日が到来する更正の請求に係る関税について適用する。

3 港湾法（平成23年12月15日一部改正）に規定する港湾運営会社の所有、管理する施設等を指定保税地域の対象に加える。